

# 障害児福祉手当のしおり

令和6年7月

身体または精神（知的を含む）に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方ご本人に支給される手当です。

## 障害程度の目安

- ① 身体障害者手帳1・2級相当の障害がある方
- ② 療育手帳において最重度に相当する場合
- ③ 上記と同程度以上の状態にある方（精神の障害等）

次のいずれかに当てはまる場合には、手当が受けられません

- ア 障害の程度が基準に該当しない場合
- イ 児童が施設等に入所している場合
- ウ 児童が障害を理由とする年金等を受けている場合
- エ 障害児本人または扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている場合

## 1 手続きの流れ

- ① 申請窓口で手当について、事前に相談します。
- ② 必要書類を提出します。申し込み時に必要なものは次のとおりです。
  - 1 認定請求書一式（申請窓口で配布）
  - 2 障害の程度についての医師の診断書（申請窓口で配布）
  - 3 障害児本人名義の預金通帳のコピー等
  - 4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
  - 5 その他の書類が必要となる場合があります。

※診断書作成にかかる費用は自己負担となります。

※特別児童扶養手当1級受給者、療育手帳の最重度（A1）所持者は診断書を省略できる場合がありますので、事前に相談してください。

## 2 手当額（月額）

手当額は、月額 15,690 円（令和 6 年 4 月 1 日現在）です。なお、手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

## 3 認定・支給方法

- ① 提出された診断書によって審査を行い、結果を通知します。
- ② 認定されると、申請された月の翌月分から手当が支給されます。
- ③ 手当は年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）に 3 か月分ずつ本人の口座に振り込まれます。（例 11 月の振込は 8 月～10 月までの 3 か月分を支給）

## 4 障害認定基準

下の別表 1 のいずれかに該当する場合は、手当の支給対象となります。  
(所定の診断書による審査があります。)

【別表 1】

1.視覚	両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
2.聴覚	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3.上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4.上肢	両上肢の全ての指を欠くもの
5.下肢	両下肢の用を全く廃したもの
6.下肢	両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
7.体幹	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8.その他	1～7 に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が 1～7 と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9.精神	精神の障害であって、1～8 と同程度以上と認められる程度のもの
10.重複障害	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が 1～9 と同程度以上と認められる程度のもの

### ※知的障害の場合

知的障害のある方は、別表1の9にあてはまる場合に手当を受けられますが、その場合の基準は次のとおりとなっています。

「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの」

知的障害の程度については、下の別表2(知的障害の程度)に掲げる障害が「最重度」とされるものが該当。なお、この場合知能指数がおおむね20以下に相当する。

【別表2】知的機能の程度

年 齢	最重度	重 度
5歳以下	<ul style="list-style-type: none"><li>①言語不能</li><li>②最小限の感情表現（快、不快等）</li><li>③歩行が不能またはそれに近い</li><li>④食事、衣服の着脱などは全くできない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①言葉がごく少なく意思の表示は身ぶりなどで示す</li><li>②ある程度の感情表現はできる（笑ったり、怒ったり等）</li><li>③運動機能の発達の遅れが著しい</li><li>④身のまわりの始末はほとんどできない</li><li>⑤集団あそびはできない</li></ul>
6～17歳	<ul style="list-style-type: none"><li>①言語は数語のみ</li><li>②数はほとんど理解できない</li><li>③食事、衣服の着脱など1人ではほとんどできない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①言語による意思表示はある程度可能</li><li>②読み書きの学習は困難</li><li>③数の理解に乏しい</li><li>④身近なものの認知や区別はできる</li><li>⑤身辺処理は部分的に可能</li><li>⑥身近な人と遊ぶことはできるが、長続きしない</li></ul>
18歳以上	<ul style="list-style-type: none"><li>①会話は困難</li><li>②文字の読み書きはできない</li><li>③数の理解はほとんどできない</li><li>④身辺処理はほとんど不可能</li><li>⑤作業能力はほとんどない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①日常会話はある程度できる</li><li>②ひらがなはどうにか読み書きできる</li><li>③数量処理は困難</li></ul>

(注1) 「5歳以下」の欄は、おおむね4～5歳児の発達障害を示したもので、それ以下の年齢については、これと年齢相応の発達の程度を参考にして判定します。

(注2) 失禁、興奮、多寡動等の特別な介護を必要とする行動等が認められる場合は当該該行動を勘案のうえ、総合的に知的障害の程度を判定します。

## 5 留意事項

受給資格者（障害児）が20歳になると受給資格が喪失します。  
(資格喪失日は誕生日の前日付け)  
障害児福祉手当と特別障害者手当の障害基準が異なるため、20歳到達時の資格喪失後に自動的に特別障害者手当に切り替わること（手当支給が継続される）ことはありません。  
特別障害者手当の受給を希望する場合は、改めて手続きをしてください。

## 6 手当を受けている方の届出

現況届	毎年、8月に案内文書を送付しますので、期日までに提出してください。
再認定	有期限前に案内文書を送付しますので、診断書を提出してください。
資格喪失届	(1)施設などに入所したとき (2)障害を事由とする年金等を受けとるとき (3)20歳に到達したとき (4)お亡くなりになられたとき
その他の届出	氏名・住所・支払金融機関の変更があった場合

## 7 申請窓口

部署名（住所）	電話番号
市民課 (厳原町国分 1441番地)	0920-53-6111
美津島行政サービスセンター (美津島町雞知甲 550番地2)	0920-54-2271
中対馬振興部 住民生活課 (豊玉町仁位 380番地)	0920-58-1111
峰行政サービスセンター (対馬市峰町三根 451番地)	0920-83-0301
上県行政サービスセンター (上県町佐須奈甲 567番地3)	0920-84-2311
上対馬振興部 住民生活課 (上対馬町比田勝 575番地1)	0920-86-3112

## 8 問合せ先

対馬市 福祉部 福祉課 ☎ 0920-58-1119